

吹田市商工業振興対策協議会 議事録

- 1) 開催日 平成24年7月12日(木)
- 2) 開催場所 メイシアター3階 第1会議室
- 3) 開催時間 13:00～15:00
- 4) 出席委員 佐々木委員 小畑委員 井川委員 好見委員 田中委員 阪田委員
市川委員 西尾委員 高木委員 森田委員 井上委員 金村委員
後藤委員 佐竹特別委員
- 5) 欠席委員 石川委員
- 6) 出席職員 平野部長 中江次長 寺本参事 高島参事 西田主幹 達脇主任
- 7) 傍聴者 0名

事務局：お待たせしました。定刻となりましたので、只今より、吹田市商工業振興対策協議会を開催いたします。

開催に先立ちまして、吹田市商工業振興対策協議会委嘱状交付式を開催させていただきます。本年7月1日付で新しく委嘱させていただきます。

— 平野部長より各委員に委嘱状の交付 —

なお、兵庫県立大学大学院経営研究科教授の佐竹隆幸委員につきましては、「吹田市商工業振興対策協議会設置要領」に基づき、今後の主要な案件であります企業誘致施策への取り組みについて、より専門的な見地からの助言を頂くため、平成25年3月31日まで特別委員を委嘱させていただきます。

それでは改めまして、まち産業活性部長の平野より御挨拶を申し上げます。

— 平野部長 あいさつ —

続きまして、各委員の自己紹介をお願いいたします。

— 各委員自己紹介 —

続きまして、事務局の職員紹介をさせていただきます。

— 職員紹介 —

これもちまして、委嘱状交付式を終わります。

ここで事前配布させていただいておりました資料の確認をさせていただきます。

本日の次第、委員一覧、資料集ですが、不足等ございませんでしょうか。

続きまして役員の選出をさせていただきます。役員の方が決まるまで、事務局の方で進行させていただきますので、よろしくお願ひします。

「吹田市商工業振興対策協議会設置要領」においては、協議会に会長及び副会長を置き、委員の中から互選するとありますが、会長及び副会長の選出について、いかがいたしましょうか。

会 長 → 佐々木委員、副会長 → 小畑委員 に決定

事務局：ありがとうございます。会長に佐々木委員、副会長に小畑委員、よろしくお願ひいたします。

それでは、改めまして、佐々木会長よりご挨拶をお願ひいたします。

— 佐々木会長 あいさつ —

ありがとうございました。では、これ以後の進行は佐々木会長よりお願ひいたします。

なお、本日の傍聴希望者はおられませんでした。

会 長：それでは、案件に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。井川委員、好見委員、よろしくお願ひいたします。

それでは案件へ入らせていただきます。まず、「(1)吹田市産業振興条例について」ということで、事務局より御説明をお願ひいたします。

事務局：それでは、お配りしております資料集の「資料番号1」を御覧ください。

「吹田市産業振興条例について」ということですが、吹田市では平成21年4月1日に、吹田市において産業振興を進めていく上での最も基本的な考え方や方針を定めた条例として、吹田市産業振興条例を施行しております。本協議会におきましては、7月1日付けで新たな委員の方々にも御参加いただいておりますので、まず、本市において産業振興を進めていく上での基本的な考え方を御紹介するという意味で、この条例の概要について簡単に御説明させていただきたいと思ひます。

— 資料に基づき説明 —

会 長：ありがとうございました。

今の御説明について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

委 員：吹田市の開業率が全国で7位ということですが、これは、吹田市が他市と比べて何か特別な取り組みを行っているために開業率が高くなっているということでしょうか。

事務局：このことにつきましては、行政による取り組みの結果としてこういった数字になっているということではなく、国の統計調査からこういった数字が導き出された結果、吹田市としてはこの高い開業率を活かしていくために、起業家支援施策に取り組んでいるというところでございます。

事務局：おそらく、吹田市では交通環境が良いという条件などにより、開業率が高くなっているのではないかということは感じているのですが、特に開業率を上げるために、これまで吹田市が他市に比べて特別な施策を行ってきたということではございません。

ただし、現在では本協議会においても議論いただいた上で、起業家支援施策についての具体的な活動もさせていただいておりますし、この部分に焦点を当てながら、さらに開業率を伸ばすとともに、開業後5年以内の起業者を重点的に支援していくことで、何とか廃業率を抑制していきたいと考えております。

委 員：この資料では触れられておりませんが、官公需問題に対する市の姿勢がこれまでと比べて変わってきていると思います。まだ十分な成果は出ていませんが、このことは条例との関係が非常に大きいと思いますし、特に旧産業労働にぎわい部としても、関係部署に対し、官公需については市内業者優先発注にしていく必要があるということ働きかけたことは一つの成果として、資料の中でも触れていくべきであると考えます。

それから、産業振興条例ができて以降、各地から視察に来られていると思うのですが、どういったところが視察に来られたのか、また視察に来られた方々がどういった部分に関心を持っておられたのかということについて、教えていただきたいと思います。

事務局：官公需問題につきましては、これまで、本協議会からも各経済団体からも御要望を頂いてきた他、市議会においても要望という形で請願があり採択を受けております。そういった背景もありまして、私どもの部署の方から、契約担当の部署に対して働きかけはさせていただいており、一昨年から市内企業への発注が促進されるような試行としての取り組みは行ってきたところです。ただ、やはり市内の企業だけを選んで入札等を行おうとすれば、業種によっては業者が集まらないなど様々な課題があり、現状では数字上、明確に市内企業への発注割合が増加したというところまでは至っておりません。

ただ、私どもの部署としましては、商店街に対する補助金等の制度の中で、補助対象者に対して必ず市内企業に発注するようお話しさせていただいておりますし、市議会においても地域の敬老行事等においては市内企業を使うべきであるという御指摘を頂いておりますので、そういったことに基づいて、官公需問題については引き続き努力をさせていただいているという状況です。

事務局：視察の受け入れについては、昨年度も数件受け入れさせていただいております。どこから何件受け入れたかということについて現在整理ができておりませんが、今年度については、7月17日に山形県上山市から視察に来られることになっており、条例制定までの経緯、その中での地元との関わり方、条例制定後の行政や地元企業の変化等について、御質問を頂いておりますので、そのことについては、来週の視察受け入れの際に御対応させていただきたいと考えております。

会長：実は私自身も、昨年、本条例についての視察で市役所にお伺いし、色々とヒアリングをさせていただきました。商工振興条例は全国でも多数の自治体で制定されておりますが、本市の条例は他市の条例では見られないほど、非常に地域内の経済循環を志向する高い理念を持った条例であると、私も認識をしております。

それでは、そういった条例をベースにしながら、次の議題に移りたいと思います。「(2) 企業誘致施策について」ということで、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局：それでは、お配りしております資料集の「資料番号2」を御覧ください。

— 資料に基づき説明 —

会長：ありがとうございました。

今の御説明について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

委員：産業振興条例が制定されてから、企業誘致についても色々と検討してきたと思うのですが、ある地域から吹田市内へ地域経済の循環に寄与する企業を誘致してくるということは、もともとその企業が立地をしていた地域においては、その企業が出て行ってしまうということで、その地域が疲弊してしまうということにつながるのではないかという懸念があります。吹田市内にはいわゆる社長という立場の人が10,000人以上住んでおられると思うのですが、そういった人達が大阪市内に会社を持っているというケースもかなりあると思います。そういった人達が自分の地元に会社を持ってきやすいような制度は考えられないのでしょうか。

また、全事業所実態調査の結果の中で、経営者の健康診断の受診率がかなり低いということがありましたが、市内在住の経営者が市内に会社を持っている場合には、無料で健康診断を受けることができるというような制度も併せて検討していく必要があるのではないかと思います。

委員：こういった条例については、近隣市の高槻市、茨木市、摂津市、豊中市では全て持っており、吹田市ではこれまで持っていなかった訳ですが、そういった制度がなくても、吹田市では交通の利便性などにより企業が立地してきたという状況があったと思います。しかし、最近では市内から市外に移転する企業もある中で、少なくとも近隣他市と同等の制度は持つておく必要があるのではないかと思います。

委員：20年程前から、吹田市内から市外へ移転する企業が出てきておりますが、もともとの「吹田市商工振興ビジョン」の中では、そういった企業の移転理由について触れられていました。当時、そう

いった状況は放置されてきたのですが、その後、「吹田市新商工振興ビジョン」や産業振興条例を作るたびに、そのことについて議論されてきたという経緯があります。

私は、これまで市内から移転した企業がなぜ移転したのかということをもっと明確に分析する必要があると思います。現在まで、そこにある吹田市の弱点を曖昧にしたままになっているのではないのでしょうか。必要があれば、そういった企業を直接訪問して、話を伺うことも必要だと思いますし、逆に、市内に移転してきた企業の中で、ある程度雇用を生み出している企業があれば、そういったところについても同様に調べていく必要もあると思います。

また、産業振興条例の検討時や、その後の企業誘致・起業家支援施策検討作業部会での議論の中で、吹田市で企業誘致を図るのであれば、他の自治体のように補助金等によって誘致をするのではなく、吹田市全体の都市力の向上を図っていくことが必要であるという議論されていました。そういった視点が、今回の提案では引き継がれていないような気がしますので、そういったことも一体となった議論が必要ではないかと思います。

事務局：他の地域から吹田市へ企業を誘致してくると、その地域が疲弊してしまうのではないかということについては、確かにそういった側面はあるかと思います。しかし、その一方で、国内においては都市間競争が存在している現状があることも否めません。また、本制度においては、企業の移転だけではなく、新たに工場などを立地する場合に吹田市を選んでもらうという目的もあります。また、仮に吹田市から現在ある工場が移転してしまうようなことが起こった場合に、その土地にその後住宅が建ってしまうと、残された周辺企業にとっては操業環境がさらに悪化してしまうことになりますので、そういったことを防ぐためにも、このような条例は必要ではないかと思います。

また、補助金だけでなく、都市魅力を高めることで、市内に企業が立地したくなるようなまちづくりを行っていくべきであるということについては、地域経済振興室の観光担当と連携をしていきながら、現在検討している条例案とともに一体的に取り組んでいきたいと考えております。

事務局：市長と地元企業代表者との意見交換会や、市内事業所に対する直接訪問を実施する中で、企業側から見た吹田市の魅力や、吹田市内に立地している理由の聞き取りはさせていただいており、その一つとして交通環境が優れているという理由が非常に多くの企業から出されております。また、吹田市には万博記念公園や多くの大学が立地していることから、企業にとっては文化性の面でも優れており、従業員の方々にとっては子育てがしやすく、暮らしやすいまちであるということで魅力を感じているということも聞いております。

これまで市内から移転していった企業に対する聞き取りはできておりませんが、江坂企業協議会などの団体からお聞きしたところによると、例えば江坂地域においては、行政がまちづくりを進めていく以上のスピードで地域の開発が進み、もともと企業の集積が進んでいた地域に住宅がどんどん建っていくような状況の中で、企業活動が行いにくくなってきたために移転せざるを得なかったという理由があるということも、間接的にはお伺いしております。

会長：その他、支援する税項目や、対象業種、対象地域等についても何か御意見ございませんでしょうか。

委員：この条例案では、新たに誘致してくる企業だけではなく、もともと市内に立地している企業が新たに土地を取得するようなケースも支援対象となるということでしょうか。

事務局：本条例案につきましては、本来は新たな企業の誘致を図るということを目的にはしておりますが、既存事業所においても、増設あるいは拡張される際に、新たに土地及び建物を取得した場合には支援対象としていく方向で検討しております。

委員：対象業種についてですが、現在江坂では、製造業や卸売業以外の業種でも、本社がビルのテナントとして入っている企業があります。そういった企業がテナントのままでは、いつ市内から出て行ってしまいか分からないので、それらの企業に市内で自社ビルを建ててもらうために、もっと幅広い業種を対象としていくことも必要ではないかと思えます。

委員：吹田市においては、大企業を呼び込むよりも、今いる企業に対する優遇を進めていくべきではないでしょうか。現在市内に立地している工場については、拡張しようと思っても土地がないために、移転してしまうということも聞いたことがあるので、吹田市で企業誘致制度を作ってもそういったことと同じことの繰り返しになるのではないかと思えます。

事務局：市内の製造業においては、もともとあった工場の周りで住宅開発が進んだ結果、操業環境が成り立っていないというケースも実際にありますが、それで工場が移転してしまっ、そこにまた住宅が建ってしまうと、その分市内の雇用は確実に減ることになります。私たちが産業振興条例に基づいて企業誘致を進めていく上では、地域経済の活性化を図るという中で、雇用を非常に大きい問題として捉えております。そういった意味で、産業振興条例に規定している、地域経済の循環と活性化を重要視しながら、必ずしも大資本ということには限定せずに企業の誘致を進めていきたいと考えております。

委員：今回提案されているこの条例案については、今後どのようなスケジュールで議論を進めていくのでしょうか。

事務局：本日の資料では、お示しをしておりませんが、現在事務局側で考えているスケジュールにおいては、この条例案を12月議会へ提案していく方向で検討しております。それに向けて、本協議会においては今回を含めて3回開催していく中で、皆様からの御意見をいただきながら、非常に短期間ではありますが、条例案をまとめていきたいと考えております。

委員：それについては、少し期間が短すぎるのではないかと思います。こういった条例は作ること自体はすぐにできるのかもしれませんが、それよりも全体の共通認識を深めていくことが重要ではないでしょうか。これまでに行ってきたビジョン、産業振興条例の検討や、その後の3つの作業部会における議論の中でも、企業誘致について今回提案されている方向性を確認したことはなく、逆にこれまで議論してきた方針とは異なる方向性を提案されているのではないかと思います。

今回提案されているような、税の減免や補助金の交付ということだけで議論をして制度を作っし

まっても、この制度が本当に生きた制度になるのかどうかという懸念を持っています。そうではなく、これまで市内から移転してしまっている企業がいるということも踏まえて、もう少し幅広いところから議論をしていく必要があると考えます。

委員：特に江坂の企業にとっては、新大阪に移転するかどうかということが一つの大きな問題になっている部分があると思いますので、企業を誘致するための制度づくりだけを進めていくのではなく、今いる企業を引き留めておく方策についても考えていく必要があると思います。

会長：ここで、特別委員の方からも御意見を頂きたいと思います。

特別委員：企業誘致について、過疎地の地域振興の中で取り組む際には、必ず「ものがたり」を作りなさいという話をしております。

企業誘致をする際には、先ほどからのお話の中で出ているような補助金や減税も必要ですが、そういったことで誘致されてきた企業は、他の地域でもっと良い条件があれば、すぐに移転してしまうものです。ですから、まず支援のターゲットとして考えなければならないのは、現在吹田市に立地している企業、あるいは吹田市近隣にお住まいの社長が経営している企業ということになるのでないかと思えます。

地域経済の循環ということについて、私はいつも「ヒト・モノ・カネの地産地消」と言っております。ヒトの地産地消というのは、地元の人を雇用し、給料を払い、地元で消費してもらうことであり、モノの地産地消というのは、地元で仕入れて、地元の人に対してだけではなく地元に来る観光客に対してもどんどん売っていくということです。

例えば、吹田市内に立地している企業であっても、市外から原材料を仕入れて市内で販売している企業は、売れなくなればすぐ別の場所に移転してしまうと考えられますので、地元企業であっても、そういったところはあまりターゲットにならないのではないかと思います。そういった意味では、ターゲットとしていくべきは「地域密着型の企業」であり、もっと理念的な言い方をすれば「吹田を愛してくれる企業」、「吹田でもものがたりを語ることのできる企業」ということになるかと思えます。もちろん、そういった企業が市外から来てくれれば良いのですが、その際には、条件を緩和するというだけでなく、理念的な部分も重視していくことが必要であると思えます。また、そういった意味では、先ほどのお話にもあった地元経営者との懇談会というものは意義があることだと思えますし、その中で啓蒙していくことというのは非常に重要であると思えます。

また、誘致企業に対する補助金の出し方の手法についてですが、「担保主義保証制度によらない企業の信用力システム」をどう作るかということが、1999年の中小企業基本法改正の一つの大きな柱になっており、その時にできた制度が、経営革新、連携の推進、経営品質の向上などです。それは、経営革新計画の認定を受けている企業や、企業間で積極的にコラボレーションしようとしている企業に対して優先的に支援するというものであり、また、経営品質ということについて言えば、日本生産性本部が行っているような「実行力ある経営の制度」において高い評価を受けている企業などを優先的に支援するというものです。企業誘致をする際にも、単に市内に来てもらうということではなく、そういった部分で高い評価を受けている企業を支援するというのを制度設計上取り入れた方が企業側のモチベーションも上がるのではないかと思います。経営品質というものは、いわゆるCSR・E

S・C・Sのことになりますが、CSRというものは、大企業の大規模な活動だけを指すのではなく、基本は地域振興です。「ヒト・モノ・カネの地産地消」の中で、カネの地産地消というのは、よくリレーシップバンキングということが言われているように、地元で扱ったお金は地元の企業に融資してもらおうという発想です。金融機関との連携の中でそういったシステムを作っていくことも重要です。

最後にスローガンについてですが、私はよく3つのスローガンを言っています。「隣の企業を儲けさせる企業は成長する」、「あいさつのできる企業は成長する」、「地域にとってなくてはならない企業は成長する」というものです。「隣の企業を儲けさせる」ということは、隣の企業に発注してそこが儲ければ最終的に自社も儲かるということです。「あいさつのできる企業」というものは、その企業の従業員が自社の従業員であることを誇りに思えるような企業ということであり、そういった企業は「地域にとってなくてはならない企業」であるとも言えます。

条例の中では、そういったことについての企業に対する評価システムや、冒頭に「ものがたり」ということも申し上げたように、理念的なものを明示していく方が良いのではないかと思います。優遇制度はもちろん大事ですが、そういった制度設計に至るまでの考え方を盛り込めないでしょうか。そういったことに基づいて評価できる企業は、他の地域を疲弊させてまで、自社で儲けようとは考えないと思います。

会長：ありがとうございました。本案件につきましては、また次回も引き続き、技術的な部分だけでなく原則的な部分まで踏み込んで十分に議論していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、「(3) その他 ア事業所支援施策検討作業部会の今後の進め方について」ということで、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局：それでは、お配りしております資料集の「資料番号3」を御覧ください。

— 資料に基づき説明 —

本作業部会におきましては、「資料番号4」でお示ししております、吹田市産業振興条例第4条に対する現状の商工費、農業費、労働費における各事業の予算分類表を基に、議論を進めていきたいと考えております。

また、委員の選出についてですが、これまで本協議会から部会長及び副部会長を選出していただいておりますが、いかがいたしましょうか。

部会長 → 佐々木委員、副部会長 → 高木委員に決定

事務局：ありがとうございます。

また、その他の委員の方々につきましても、報償費の出ない会議ではありますが、積極的に御参加いただきたいと思います。参加を御希望される委員がおられましたら、また後日でも結構ですので、

事務局までよろしくお願いいたします。

委員：本作業部会の目的についてですが、事業所実態調査の結果を踏まえて議論していくということを以前にも確認していると思いますので、よろしくお願いいたします。

会長：それでは、「(3) その他 イ起業家交流会の今後の進め方について」ということで、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局：それでは、お配りしております資料集の「資料番号5」を御覧ください。

— 資料に基づき説明 —

次回の起業家交流会につきましては、早急に実行委員会を立ち上げた上で、できるだけ早い時期に開催していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会長：最後にその他の案件になりますが、まず、「(1) 大阪府まちづくり一体型商店街活性化支援事業について」ということで、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局：それでは、お配りしております資料集の「資料番号6」を御覧ください。

こちらの「まちづくり一体型商店街活性化支援事業」につきましては、大阪府による補助金制度を活用した事業ですが、吹田市に直接補助金が交付されるのではなく、市町村を中心とした活性化協議会が補助金の交付を受ける事業の実施主体となり、まちづくりと一体となった商店街の活性化を目指していく事業でございます。

— 資料に基づき説明 —

本事業によるプランの策定後は、来年度以降、中小企業庁による中小商業活力向上事業補助金を活用する中で、ハード及びソフトについての事業を進めていくという予定になっております。

会長：それでは続きまして、「(2) 地域雇用創造推進事業の進捗状況について」ということで、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局：それでは、お配りしております資料集の「資料番号6」とともに、別紙でお配りしております「すいた地域雇用創造協議会ニュース」を御覧ください。

— 資料に基づき説明 —

本事業においては、4月からの事業開始以降、本協議会委員の方々や市内の事業所の方々を含め、様々な方にセミナーの講師として御協力いただいております。セミナー参加者数についても徐々に増えて

きている状況でございます。今後も吹田市の既存制度や市内金融機関との連携を図りながら、市内事業者の事業活動を支援し、新たな雇用を生み出していきたいと考えております。

今後も、本協議会委員の皆様からの御協力をいただくこともあるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長：それでは、以上で本日の会議は終了させていただきます。ありがとうございました。